

2017年10月3日

株式会社フジテレビジョン放送の番組に対して強く遺憾の意を表明する

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する
法整備のための全国連合会
(略称：LGBT 法連合会)
共同代表一同
(団体 URL：http://lgbtetc.jp/)

平成29年9月28日の午後9時から放送された株式会社フジテレビジョンの番組（以下、「本件放送番組」という。）において、男性同性愛者と思われる人物を「ホモ」として、ことさらに揶揄し、嘲笑の対象としたことについて、強く遺憾の意を表明するものである。

本件放送番組は、本件放送番組30年目に当たる節目の放送であり、番組名を変えながらも長期間放送されている長寿番組であった。番組内では、客観的に男性同性愛者であると判断できる立ち居振る舞いを行うキャラクターを登場させ、男性同性愛者をことさらに揶揄していた。

株式会社フジテレビジョンは、30周年記念であることを機に、過去のキャラクターを再登場させたようであるが、男性同性愛者を嘲笑の対象とすることは、性的指向に関して社会からの偏見や差別を受ける当事者に、極めて強い心理的不快感を与え、心身の健康を脅かす恐れがあるものである。同時に、社会的な偏見・差別を助長し人権状況を悪化させる懸念から、放送憲章11章「性表現」77項に抵触する恐れがあることを指摘する。

当連合会は、株式会社フジテレビジョンならびに放送倫理・番組向上機構に対して、十分な再発防止策を講じ、放送局を問わず、今後このようなことがないよう取り組みを求める。

報道によれば、当会も賛同している抗議文の提出により、既に株式会社フジテレビジョンの社長からの謝罪があったとのことであり、これを社会的に大きなムーブメントの成果であると心強く受け止めるとともに、賛同したすべての人とともに、この動きを前進させていく決意をここに表明する。

このような社会的機運を踏まえ、当連合会は引き続き立法府に対して、生活のあるゆる場面において「SOGI ハラ（ソジハラスメント）」（性的指向・性自認にもとづく差別的言動等）をなくすとともに、被害者の適切な支援を担保するための「LGBT差別禁止法」の制定を求めていくものである。

以上